

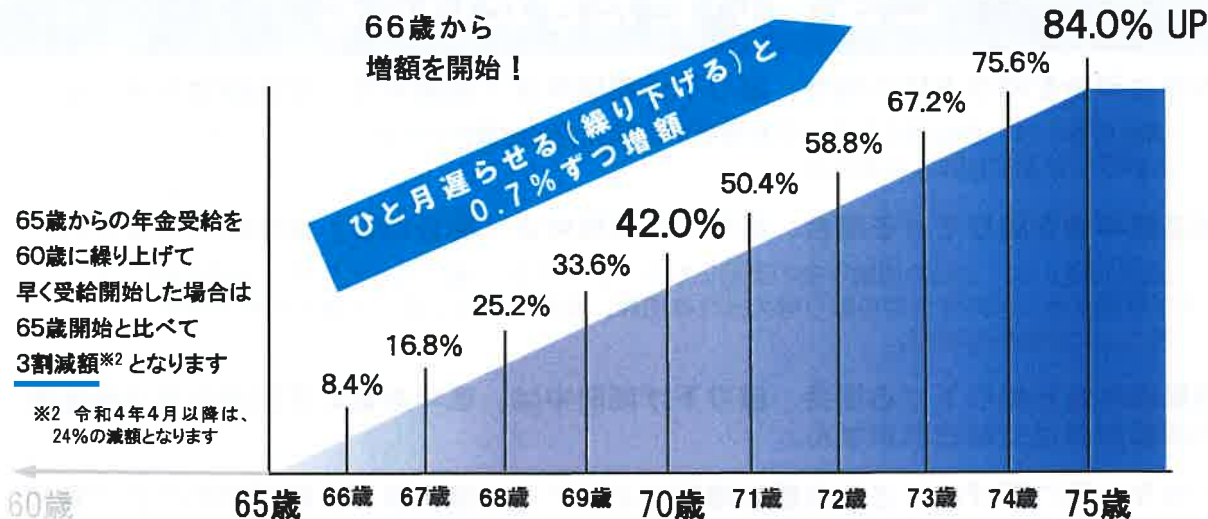
※節目年齢（35才、45才、59才）の「ねんきん定期便」に同封されているリーフレット【令和3年度分】

大切な
お知らせ

受給開始を繰り下げると 年金は増額できます。 70歳では42%UP

年金の受給開始時期は60歳から75歳^{※1}まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。

※1 昭和27(1952)年4月2日以降にお生まれの方は、令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります



受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます

基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます
「年金のしくみ」については裏面をごらんください

65歳の人の平均余命
男性 19.83年(84.83歳)
女性 24.63年(89.63歳)

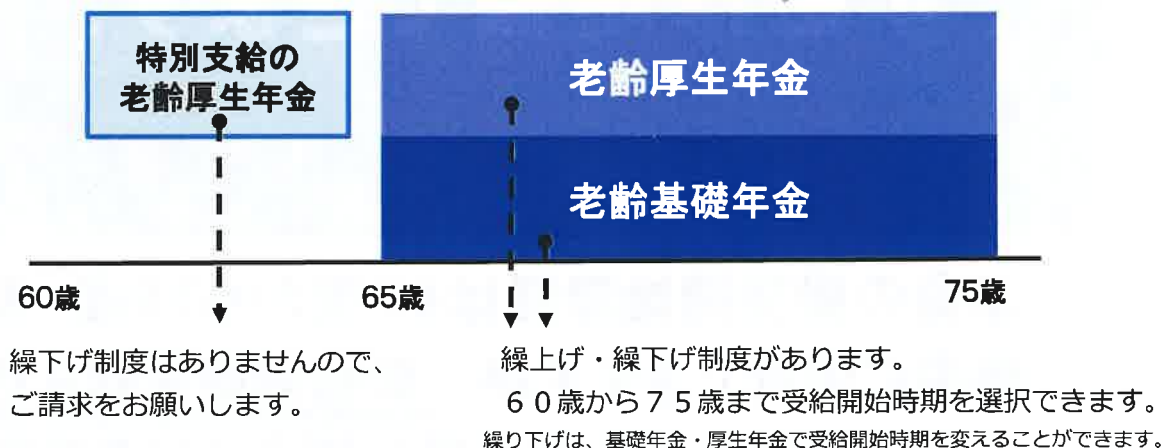
ご自身の生活設計に合わせて選択できます
65歳を過ぎても別に収入がある方は
受給開始を遅らせるという選択も可能です

年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある方が受けとれます。

男性は昭和36年4月1日生まれまで、
女性は昭和41年4月1日生まれまでの特例

保険料納付済期間と
保険料免除期間の合計が
10年以上ある方が
受けとれます。



ご注意いただきたいこと

老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。

※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給にかかる配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和40年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は、低年金者に支給される年金生活者支援給付金は支給されません。

このほか、繰り下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- ◆ 老後の生活設計を考えてみませんか？
- ◆ 繰下げ額など、さまざまな条件に応じて年金見込み額を試算できます。

ねんきんネット

検索